

た。

人事交流についてかえりみると

- (1) 今年は特に教育上の必要性からくる交流に主眼をおいて実施した次第であるが、まだまだ希望人事に近いものがあると思われる。
- (2) 例年のことではあるが、異動希望地が都市に集中している傾向の多いことは一考を要する。
- (3) 他管内との交流にあたって、従来のような1対1の交流が打破されたことは、注目に値する。
- (4) 都市と農村との交流については、今年は中学校の過員解消に重点をそがれたため、大巾な実現はみられなかった。
- (5) へき地と平地の交流は、管内によっては計画的に進められているところもあるが、全体的には不充分と思われる。

なお中堅教師の進んでへき地校を希望する者の少ないことは淋しいことである。

次ぎに33年度末人事交流件数については、別表を参照されたい。

昭和33年度末小中学校教職員人事異動件数調

(昭和33.4.2)

職別	異動件数	小学校	中学校	計	
校長	退新転(勤務計)	職任補	16 33 98 (15) 147	12 16 62 (3) 90	28 49 160 (18) 237
	退新転	職任補	60 56 1,359 1,475	33 19 574 626	93 75 1,933 2,101
	退新転	職任補	2 0 59 61	0 0 13 13	2 0 72 74
	退新転	職任補	18 5 95 118	5 1 23 29	23 6 118 147
講師	退新転	職任補	28 21 7 56	21 6 1 28	49 27 8 84
	退新転	職任補	3 0 2 5	0 0 1 1	3 0 3 6
教員の計	退新転	職任補	111 82 1,522 1,715	59 26 612 697	170 108 2,134 2,412
	退新転	職任補	127 115 1,620 1,862	71 42 674 687	198 157 2,294 2,649

事務職員	退新転	職任補	計	7 0 34 41	11 0 23 34	18 0 57 75
総計	退新転	職任補	計	134 115 1,654 1,903	82 42 697 821	216 157 2,351 2,724

* 和和33年度末小中学校教職員の人事に関する方針

県教育委員会は、市町村教育委員会と提携協力のもとに、県下全域の教育向上を期し、左の方針に基き、年度末人事を行う。

① 一般方針

教育の機会均等の理念に立脚して教育の能率向上と刷新充実を期すため、次の事項の実現につとめ、教職員組織の適正化を図る。

(1) 教職員組織における学校差ならびに地域差をなくする。

(2) 免許状別・性別・年齢別構成・給与平均額等の不均衡を是正する。

(3) 都市と農村およびへき地との交流ならびに学校種別間の交流を行う。

(4) 交流については、個人の希望も考慮するが、教育効果第一の立場をとり適材を適所に配置する。

(5) 新採用者配置の適正を期する。

② 交流について

(1) 職員組織の全県的な均衡を図るために、つとめて広域にわたって行う。

(2) 校長および教頭については、その職の重要性を考慮し、適正を期する。

(3) 上席教員の交流に努める。

(4) 同一校相当年数勤務者の適正な交流を行う。

(5) 現校在職2年未満の教職員については、原則として、自己便宜による交流は行わない。

(6) 二親等以内の者の同1校勤務は原則としてさける。

③ 新採用について

(1) 校長については、資格・人物・実務・健康・家庭環境等に基いて厳密に選考し、有能適格と認めた者の中から採用する。

(2) 教員については厳選して、適格者を得るようにする。

(3) 事務職員については、教員の採用に準じ、適格者を得るようにする。

④ 昇任について

教諭および養護教諭への昇任については、免許状の取得状況および勤務実績を参考にし選考する。

⑤ 降任および退職について

降任および退職については、勤務実績ならびに生